

江戸後期の陰陽師に関する文書を読む 解説

1. 江戸時代に至るまでの陰陽道・陰陽師の歴史

○陰陽道：中国由来の陰陽・五行説、天文、暦数、占術、道教、密教、日本の神祇信仰などを取り混ぜながら作り出された吉凶判断術、思想、祭祀法、呪術等をさす。

○陰陽師の江戸時代前までの主要な歴史は次の通り。

- ・陰陽道の基礎となる暦、天文、方術などの知識は6世紀半ばごろから7世紀初めごろに朝鮮半島を経由して中国からもたらされた。それを国家体制の中に組み込み日本に根付かせたのが天武天皇。「陰陽寮」という役所を設け天体観測をし、吉凶を占う「占星台」という施設を建てた。
- ・陰陽寮には事務方の職員の他、陰陽博士・天文博士・暦博士・漏刻博士という専門技術職、その下につく学生、また陰陽師という職も置かれた。奈良時代の陰陽師は式盤を使い国家や天皇に関わる占いや、宮殿や寺院の建立にあたり土地の善し悪しの占いをしていた。その他の部門では暦の作成・頒布、時間の測定・管理、天体観測に基づく占いを行っていた。
- ・平安時代になると貴族たちが個人として穢れを払うことを意識するようになり、陰陽師は個人を対象とした呪術的祭祀(病気、出産、死など)を行うようになった。このような時代に有名な安倍晴明も活躍した。平安時代には律令国家の身分秩序の崩壊や武士勢力が力をつけ始めるなど社会が大きく変動し、信仰的な救済を求める貴族たちが多かった。安倍晴明をはじめ、平安時代の陰陽師は陰陽寮という枠組みから離れて対個人の活動を中心とする者も多くなっていった。
- ・鎌倉時代には、陰陽師も多数鎌倉に下向し、幕府に仕えて様々な陰陽道祭祀を行うようになった。(泰山府君祭、天曹地府祭、三万六千神祭など)室町時代には陰陽師の主要な家である安倍家、賀茂家が公卿に列せられ、出世を果たした。幕府の公的な祭祀を行うなど幕府との結びつきを強めていくが、行う祭祀の内容は形式化していった。その後、幕府の権力が失墜し、応仁・文明の乱が起こると、中央で活躍していた安倍氏、賀茂氏を中心とする陰陽師たちは地方に分散していった。

○その他、鎌倉時代辺りから陰陽師が行う祭祀に庶民社会と接点をもつようなものも見られるようになり、それを補佐する形で民間陰陽師といえる人々も活動するようになる。

→陰陽師の知識の裾野の広がりを示す。

2. 江戸時代の陰陽師

江戸時代の陰陽師は、朝廷や幕府に対して活動する人々とあわせて庶民に向けた活動を行う民間の陰陽師が広く存在した。このような状況の中で、陰陽師を組織的に支配する体制が作られていったことが特徴である。

- ・天和 3 年(1683)、地方で活動する諸国陰陽師の支配を安倍家の嫡流である土御門家に一任するという霊元天皇の勅許が出た。同年 5 代将軍徳川綱吉の朱印状も出され天皇の勅許を追認した。
→「陰陽師」を名乗り、祈祷や占い、暦頒布などの活動をするためには土御門家の「許状」を得て、土御門家が指定した掟を守る事が課された。
- ・寛政 3 年(1791)には、幕府より土御門家の諸国陰陽師支配についての御触れ流しがなされた。
→土御門家から陰陽師に職札(免許状)を発給して身分を保証し、陰陽師から毎年土御門家に貢納料を納めるという仕組みができた。
- ・陰陽師の家職として認められていたのは、①判はんじ、②諸事占方、③神道行事、④一切之祈祷事、⑤地祭、⑥家堅、⑦五穀祭、⑧四季之祓、⑨荒神祓札守之事、⑩こよみ、⑪秘符まじない、⑫矢除守、⑬日よみ十二神之札、⑭神馬之札之事、⑮神市巫女之事、⑯千寿万歳、である。
民間の陰陽師の果たしていた役割がわかる。

3. 史料について

(1) 坂本家について

- ・天正 7 年(1579)に武田家家臣小笠原時松の嫡男忠松が比企郡毛塚村(現東松山市毛塚)に定住し、その娘婿となった比企郡桃木村の坂本将監の子が「坂本庄三郎宗松」を名乗ったことが始まりとされる。
- ・同じく毛塚村の関口家と横田家は坂本家と縁戚関係にあり、横田氏が比企郡の 8 村(毛塚、宮鼻、石坂、嶋田、香仏寺、広谷、岩殿、田木)を拝領すると、坂本家は横田家との縁で地役代官としてこの 8 村の支配を委ねられた。文書群の中にも地役代官としての村政に関することがわかる文書が存在する。
- ・19 世紀初めごろを境に陰陽師としての活動に関する文書が確認されるようになる。陰陽師としての活動開始時期を明確に特定することはできないが、背景として 6 代当主東市が御用金調達のための借金に絡む一件で処分を受け、地役代官の地位の変化と解任があったこと、8 代当主の半兵衛は 7 代庄三郎の養子となる前から「葛幸彦」、「戸屋半兵衛」の名で陰陽師として活躍していた等の事情がある。このような経緯から、東市の地役代官解任後、陰陽師としての活動に重きが置かれていったと推測される。なお、9 代孫三郎の時代に明治維新を迎え、陰陽師は非公式なものと位置付けられたが、実生活においては引き続き依頼があったことがうかがえる。

(2) 坂本家文書について

坂本家に伝来した文書群。総点数 3,716 点。主に、①毛塚村の地役代官としての村政に関する文書、②頼母子・無尽など商業活動に関する文書、③江戸時代後期から近代に至る陰陽師としての活動を示す文書、④公務から私的な内容まで様々な書状で構成されている。

陰陽師関係の文書は確実なものだけで 769 点存在し、坂本家文書の大きな特色の一つとなっている。今回の講義で扱う占いの依頼状、占った結果の回答状の他、土御門家への貢納関係書類、方位学等の分析、調査にかかる書付、御札や関係書物のやりとりに関する文書等がある。

4. 語句

素立：まだ骨組だけで、内装も外装もほどこされていない家。

一白：陰陽道でいう九星の一つ。星では水星に、方角では北方に割りふる。方位、配偶などでは、これに当たるものは吉とされる。

暗剣殺：陰陽道の凶方の一つで、最も凶悪な方位。暗剣殺に向かって土木・建築・移転などを忌む。これを犯すと主人は死に家は滅亡するか、または軽くて盗難にあうとされる。

大將軍：陰陽道でまつる八将神の一つ。地に降り四方をつかさどるといわれる。三年ごとに四方をめぐる一二年目にもとの方位へもどる。この神のいる方角は、三年塞りといって、なにごとにも忌まれた。

歳刑：陰陽家のまつる八将神の一つ。地の神。毎年の干支をもとにして、その方角が決められる。この方角にあたる土地を耕すことを忌むという。

大凶殺：良くない方向。

的殺：九星占いで、各人の生年の本命星と反対の方角。これを犯せばひどいたたりがあるというもの。

本命星：九星占いでいう生年の星。

五黄：運勢判断でいう九星の一つ。土に属し本位は中央。この星の生まれは運気が強いとされる。

5. 文書の内容

坂本家文書No.2964「覚（座敷之立替ニ付来年八方位不宜見合可然哉御伺并御光来願ニ付）」

- ・坂本老先生宛の占いの依頼状。依頼主は血洗島村の渋沢宗助。
- ・冒頭に渋沢宗助とその家内、新三郎とその家内、むら、さく、豊孫の名前と年齢が書かれている。（年齢構成から考えて、渋沢宗助と妻、その息子、娘と孫の名前と推測される。家系図等からたどると、この渋沢宗助は3代で、新三郎は後の4代宗助と考えられる。さくは諸井恒平の母か。）
- ・今年未申酉の方角へ、座敷の建て替えをしようとしているところ、ようやく素建てのみが完成した。これから造作に取り掛かろうとしているが、来年はどこも方位が良くないようであるけれども、今年吉方の普請いたし、その続きであるので良いだろうか、それとも来年の方位はいたって良くないようであるので見合わせるべきか、これをお伺い申し上げたい。その他にもお伺いしたいこともあるので、来春は参上しようと思うけれど、普請をしている時では間に合わないで、お便りで、お伺い申し上げます。また来春いらっしゃっていただけるようであれば他にもお会いしたい人もいますので幸いである。というような内容。

坂本家文書No.3254「覚（方位占依頼への返書）」

- ・発知慶治郎宛の坂本半兵衛からの方位占い結果を書いた返書。
- ・北の方は今年良くない方位となっていることが陰陽道の九星術や八將軍の用語を用いて説明される。
- ・その後、年齢別（依頼した人物の年齢か？）に、干支や九星術を用いて具体的な運勢の説明をしている。

☞九星

いっばく じこく さんぺき しろく ごおう ろっぽく しちせき はっばく きゅうし
 一白、二黒、三碧、四緑、五黄、六白、七赤、八白、九紫の九星を、木、火、土、金、水の五行にあて、十干十二支に配して八卦に結び付けた九星図をつくり、方位や人の生まれ年にあてて、人間の運勢や方位の吉凶などを占う。九星の位置は毎年変わるとされる。

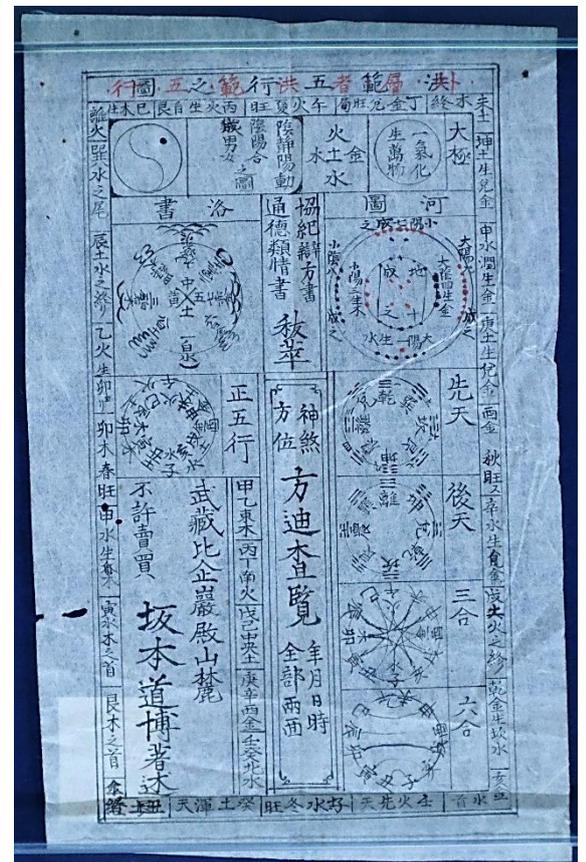
☞八将神

陰陽道で、方位の吉凶をつかさどるといふ八神。所在する方位は毎年変わる。

- 太歳神たいさい：その年の十二支の方角と同方位に位置する。万事に吉。木の精とされるため、この方角に向かって木を切るとは忌み禁じられる。
- 大將軍だいしょうぐん：普請、移転、結婚など万事に凶。同じ方位に3年とどまるため、「三年ふさがり」などと言われる。
- 大陰神だいおん：太歳神の妃とされ、太歳神の方角を3年後に付き従って変化する。縁談・出産等女性に関することは忌むとする。
- 歳刑神さいきょう：この方位に向かって種まき、土を動かすのは忌むとする。
- 歳破神さいは：太歳神の反対側の方角に位置する。
この方位に向かって普請、移転をすることは忌むとする。
- 歳殺神さいせつ：この方位に向かって結婚、旅行は忌むとする。
- 黄幡神おうぼん：太歳神の墓であるという。
この方位に向かって建築、門造り、移転は凶とされる。
- 豹尾神ひょうび：黄幡神の反対の方角に位置する。
この方位に向かって牛馬等の家畜類を求めるのは凶とされる。

参考

坂本道博(半兵衛)著の
 『方迪査覧』
 (坂本家文書No.3413)



参考文献

- 遠藤克己『近世陰陽道史の研究』新人物往来社、1994年。
- 岡田芳朗・阿久根末忠編『現代こよみ読み解き事典』柏書房株式会社、1993年。
- 斎藤英喜『陰陽師たちの日本史』株式会社 KADOKAWA、2014年。
- 東松山市教育委員会事務局市史編さん課編『東松山市史 資料編第3巻』東松山市、1983年。
- 埼玉県立文書館編『埼玉県立文書館収蔵文書目録第47集 坂本家文書・高橋(周)家文書目録』埼玉県立文書館、2008年。